

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
25 年－ 18 (25. 9. 5)	総 務	<p>「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期実現を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 昨年6月21日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原発事故子ども・被災者支援法」）が全会一致で可決、成立した。すべての政党から発議者が出て議員立法として成立した初めての法律である。</p> <p>この法律では、原発事故による被災者への幅広い支援策を、国の責務において推進することを定めている。具体的には、人々が支援対象地域に居住し続ける場合も、他の地域へ移動したり、移動前の地域へ帰還したりする場合も、いずれも被災者自身の選択する権利を尊重し支援することとされている。さらに、胎児を含む子どもの健康影響の未然防止や放射線の影響を調査する健康診断の必要性、被ばくによる疾病への医療費減免などが盛り込まれ、なおかつ、被ばくと疾病との因果関係の立証責任は、被災者が負わないとされている。このように内容的にも画期的な法律が、国会議員自ら被災者の声に耳を傾け、超党派で成立にこぎつけたことは、将来に不安を抱く被災者にとって希望の灯となった。</p> <p>しかしながら、成立から1年以上経過した現在も、基本方針は決まっておらず、法律に基づいた施策は進んでいない。この法律の理念・枠組みを具体化すべく、国が支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などに取りくむことが必要である。</p> <p>鳥取県においては、震災後早い時期から、被災地への直接的な支援と同時に、避難されてきた方々に対しても、生活支援金支給・住居の提供・子どもたちの教育および健康に対する支援など丁寧な対応により、多くの被災者の支えになってきた。その後も、とっとり震災支援連絡協議会等のような団体と連携しながら、継続的な被災者受け入れや福島の子どもの保養キャンプの支援など、自治体として積極的に関わってきた実績があ</p>	<p>「支援法」に基づく施策の早期実現を求める会 代表 山中幸子 （鳥取市湖山町南3丁目180－2）</p>

		<p>る。時が過ぎてもなお、将来への不安が解決されたとはいえない被災者の現状を思うとき、今後も必要な支援を講じるために、この法律に基づいた施策が早期に実現されることが求められる。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>次の施策について早急に実現するよう国に意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 原発事故子ども・被災者支援法の理念に基づく「基本方針」を策定し、各種の具体的施策の早期実現のために必要な予算措置を講じること。2 地方自治体が行う関連施策に対して、国は必要な財政的支援を行うこと。3 支援法に基づき、基本方針や具体的施策について各地での公聴会を開催するなど、被災者の意見を十分に聞き、それらを反映する措置をとること。	
--	--	--	--